

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 地域支え合い仕組みづくり事業実施要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という）は、子供から高齢者（以下「利用者」という）まで地域住民で「豊かな福祉のまちづくり」を進めることをねらい、町内会等を指定し、その地域における実践活動を通し、地域課題の解決に向け、住民が主体的に取り組む仕組みづくりを進めるとともに、全町内への波及をめざす機会とする。

(事業内容)

第2条 地域が利用者を支えるとともに、地域の活性化や人と人との支え合いにつながる事業であり、自主支援組織体制確立を目指す。

2 町内会等の取組み。

- (1) 福祉に関する住民の理解を深める学びの場づくり
- (2) 地域の生活・福祉課題を把握する話合いの場づくり
- (3) 把握した生活・福祉課題を改善していくプログラムづくり
- (4) 住民が主体的に支え合う体制づくり
- (5) 継続して計画的に取り組む事業展開
- (6) 身近な声掛け、見守り、相談
- (7) 困りごとへの生活支援（ゴミ出し、草刈り、清掃、配食等）
- (8) 外出支援（買物同伴、通院付添、散歩の同行等）
- (9) 子供の一時預かり、放課後児童の見守り
- (10) 要援護者を抱える家族の交流の場づくり
- (11) 高齢者と子供の世代間交流の場づくり
- (12) 井戸端会議の出来る空間
- (13) 当該地域独自の事業

3 社協の役割。

- (1) 学習会等の企画・事業実践の支援
- (2) 事業推進のための職員・講師等の派遣
- (3) 事業展開等の情報提供等

(補助率・補助限度額)

第3条 町内会等への補助率・補助限度額は次のとおりとする。

- (1) 補助率 10/10
- (2) 補助限度額 50,000 円

《改正》 R2.4.1 R5.4.1

(経費基準)

第4条 支出に係る項目は次を基準とする。

1	報償費	講師・出演者等への謝礼・手当
2	旅 費	研修旅費・講師旅費
3	需用費	消耗品費、資料作成費、パンフレット等の作成
4	通信運搬費	郵送料、通信費
5	使用料・賃貸料	会場、設備、機材の借上料
6	負担金	研修負担金

(申 請)

第5条 地域支え合い仕組みづくり実施を希望する町内会等は、事業実施日前までに申請書類（様式 1-1～4）を社協会長へ提出する。

(審 査)

第6条 社協は、事業計画の実現性、継続性、発展性及び地域事情の実績等の視点から、申請書類を総合的に審査し、助成金の交付（様式 2-1）を決定する。

(事業報告)

第7条 事業実施者（団体）は事業終了後2ヶ月以内に報告書類（様式 3-1.2）を社協、会長へ提出する。

(指定期間)

第8条 指定期間は、4月から翌年3月までの1ヶ年とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。